新潟市立赤塚中学校いじめ防止基本方針

（令和３年４月改定）

「いじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号）」をもとに，文部科学省および新潟市の「いじめの防止等のための基本的な方針」を受け，「赤塚中学校いじめ防止基本方針」を，平成２６年に策定しました。

その後、平成２９年に文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定、「重大事態の調査に関するガイドライン」の策定及び「新潟市いじめの防止等のための基本的な方針」の改定が行われ、本校としても「赤塚中学校いじめ防止基本方針」の内容の充実を図り，実効性を高めるために，毎年見直しを行っています。

いじめ防止等に向けた決意を新たにして，いじめのない社会の実現を目指し取り組みを進めていきます。

１　いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

（基本理念）

いじめは，どの生徒にも起こりうる，深刻な人権侵害であることを認識し，生徒たちが互いに認め合い，支え合い，高め合う人間関係を築くことができるよう，保護者，地域，関係機関と連携し，いじめ防止のための万全の対策を講じるとともに，いじめのない社会の実現に向けて取り組む。

（いじめの定義）

「いじめ」とは，児童等に対して，当該児童等が在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって，当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの（「いじめ防止対策推進法」の定義）とする。

この定義より，事案が次の４つの要件に全て当てはまる場合に，その事案をいじめと判断する。

①　加害者・被害者とも生徒である。
②　加害者と被害者が，一定の人的関係にある。
③　加害者が被害者に心理的又は物理的な影響を与える行為を行っている。
④　被害者が心身の苦痛を感じている。

○　「一定の人的関係」とは，同じ学校・学級や部活動に所属するなど，学校内において何らかの関係がある場合に加え，同じ塾やスポーツクラブ等に通っているなど，学校外において何らかの関係がある場合を指す。

○　「心理的又は物理的な影響を与える行為」に当たる，具体的ないじめの態様には，次のようなものがある。

・　冷やかしやからかい，悪口や脅し文句，嫌なことを言われる
・　仲間はずれ，集団による無視をされる
・　軽くぶつかられたり，遊ぶふりをして叩かれたり，蹴られたりする
・　ひどくぶつかられたり，叩かれたり，蹴られたりする
・　金品をたかられる
・　金品を隠されたり，盗まれたり，壊されたり，捨てられたりする

・　嫌なことや恥ずかしいこと，危険なことをされたり，させられたりする
・　パソコンや携帯電話等で，誹謗中傷や嫌なことをされる　等

○　「心身の苦痛を感じている」か否かについては，当該生徒の表面的な態度や言葉をもって安易に判断することは避けなければならない。一見すると対等な関係の中で遊んでいるように見える場合や，主観的には些細な行為と判断されるような場合，また，行為を受けていても本人がいじめを否定する場合などがあることから，本人の表面的な態度や言葉だけで，「心身の苦痛を感じているもの」との要件に当てはまらないと解釈されることのないように努めることが必要である。
例えば，生徒が気になるあだ名で呼ばれていたり，プロレスごっこなどをして遊んだりふざけたりしているように見えながら，特定の生徒のみが技をかけられたりしているような状況，また，物真似などを自ら行っているように見えるものの，実はやらされているような状況は，当該生徒がいじめとは認めなくても，いじめではないかと疑う姿勢が求められる。仲間への「おごり」についても同様である。

○　「けんか」についてはいじめとして扱わないものの，表面上「けんか」のように捉えられるものであっても，関係の生徒が対等な関係ではない場合など，実はいじめとして捉えるべきものがあることに注意が必要である。

（いじめの理解）

いじめは特定の生徒や特別な状況においてのみ起こるものではなく，どの生徒にも，どの学級・学校でも起こりうるものである。また，いじめの被害者・加害者については固定化されたものではなく，特に「暴力を伴わないいじめ」については，多くの生徒が，あるときは被害者になり，またあるときは加害者になるなど，入れ替わりながら被害も加害も経験する。

いじめが起こっているときには，被害者・加害者の二つの立場だけではなく，いじめをはやし立てたり面白がったりする「観衆」や，いじめを見て見ぬふりをする「傍観者」が存在することも多い。そこで，いじめの問題を解決したり未然防止に努めたりするには，加害者にいじめをやめさせ，被害者・加害者の関係修復を行うだけでなく，観衆や傍観者も含め，集団の問題として扱うことも必要である。

いじめをしない，させない，許さないという雰囲気が集団全体に形成され，学校風土，ひいては社会全体としての風土となることが，いじめの未然防止につながるものである。

（学校及び教職員の責務）

○　分かる授業・できる授業や，一人一人を生かす教育活動の充実，さらには保護者，地域との協力体制の構築を通して，いじめを生まない学校づくりに努める。

○　教職員は，いじめに対して積極的，組織的に対応し，生徒と共に解決を図る。

○　いじめの解決に向けて外部機関との連携が必要な場合には，警察，児童相談所等の関係機関との連携を積極的に進める。

（市教委への速報）

○　いじめ程度表による「高レベル」（重大事態もしくは重大事態につながる恐れのあるレベル及び発生後数日が過ぎても解消に至らないレベル）のいじめ事案が発生したとき

○　生徒が「１日でもいじめが原因で欠席した」場合

（校内徹底事項）

（１）　管理職への報告と教職員の情報共有

教職員がいじめを発見し、または相談を受けたにもかかわらず、その情報を抱え込み、管理職及び学校いじめ対策組織に報告を行わないときは、いじめ防止対策推進法の規定に違反し得る。

（２）　組織的な対応

いじめ対応はどの教育活動よりも優先される。

（３）　校内いじめ対応ミーティングの実施

把握したら即日開催。

（４）　新潟市指定のアンケート用紙の使用

即日学年主任、生徒指導主事のダブルチェックののち、管理職へ報告。即時教育相談を行う。

（５）　いじめ初期対応ガイドブックに沿った対応

２　いじめの防止等のために学校が実施する対策

（１）教職員の姿勢

すべての生徒がかけがえのない存在であることから，生徒一人一人が誰からも尊重され，一人一人のよさが生かされるように，日々の教育活動に専心する。

その上で，「いじめは，どの学校にも，どの学級にも，どの児童生徒にも起こりうる」という認識にたち，すべての教職員が高い人権意識をもち，生徒，保護者，地域との信頼関係の上に，いじめの防止等に徹底して取り組む。

なお、教職員が生徒に対する不適切な言動、生徒間のいじめへの加担・助長又は生徒間のいじめの実態を把握しながら放置した場合には、懲戒処分の対象となる。自らの言動に責任をもち、認知漏れや抱え込みなどが起こらないよう、組織で対応する。

（２）いじめ防止に向けた取り組み

①　従来の予防的・課題解決的な指導から，生徒一人一人の成長を促す指導により力点を置き，新潟市の生徒指導リーフレット「新潟市の生徒指導」及びいじめ対応リーフレット「誰もが安心して過ごすことのできる学校づくりを目指して」を活用し，生徒の自律性と社会性を育み，人権意識を高める。そして，いじめを生まない人間関係・学校風土づくりに努める。

②　多面的な生徒理解に基づく信頼関係を基盤とし，全教育活動を通してすべての生徒に「目的意識」「自己決定」「個性・能力」「協同性」の４つの視点から自律性と社会性を育み，精神的，社会的な自立を目指す。また，生徒指導ガイドブック「授業づくりと生徒指導の一体化を目指して」を活用し，上記の４視点を生かした授業づくりを通して生徒の自律性と社会性の育成に努める。

③　分かる授業・できる授業をはじめ，一人一人を大切にし，生かす教育活動により学級・学年・学校の風土をつくり，保護者や地域との信頼関係や協力体制を構築する。

④　いじめについての指導を年度初めに行い，いじめが重大な人権侵害であり，決して許されないということを生徒に確実に理解させるとともに，「いじめをしない，させない，許さない」という意識の醸成に努める。

⑤　いじめの問題に対する学校の取組についての理解を促すために，生徒や保護者に対していじめの問題に対する学校の考え方，対応の在り方，対応に係る組織等について丁寧

に説明する。

⑥　いじめや差別につながる言動を許さないという姿勢で生徒に接し，生徒の人権感覚を育成する。

⑦　教職員の言動が生徒一人一人や集団に与える影響は決して小さくないことから，教職員一人一人が自身の発する言葉や振る舞いによって，いじめが助長されたり，いじめが発生しやすい雰囲気がつくられたりしないよう，十分注意を払い，生徒が安心して生活できる環境づくりに努める。

⑧　全学年で，年１回以上いじめを題材とした道徳科の授業を，適切な資料を用いて実施し，いじめ防止に向けた生徒の意識向上を図る。

⑨　「いじめゼロ」「いじめ見逃しゼロ」を目指す生徒会の活動など，生徒が主体的にいじめ問題を考え議論したり，いじめの防止に向けて取り組んだりする活動を積極的に進め，いじめ防止に向けた生徒の意識向上を図る。

⑩　いじめや人権，発達障がい，性別違和（ＬＧＢＴ）等に係る教職員の資質向上のために，校内研修を計画的に実施するとともに，教育委員会等が主催する研修会に積極的に参加する。

⑪　毎年，生徒や地域の状況を踏まえていじめ対策の達成目標を設定するとともに，目標達成のための具体的な計画を定める。また設定した目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し，評価結果を踏まえてその改善に取り組む。

（３）いじめの早期発見に向けた取り組み

①　生徒をよくみる，話をよく聴く，寄り添う，かかわる，毎日必ず笑顔で話しかけたり名前を呼んだりほめたりするなどを積み重ね，生徒との信頼関係を築く。

②　生徒の話を丁寧に聴き取り，その後の対応についても生徒の意向を汲みながら生徒と一緒に考え，安心感をもたせる。

③　日常の観察，こまめな記録の積み重ね，アンケート等の活用，教育相談体制の充実等により，いじめの早期発見に努める。

④　全教職員で生徒の様子を見取り，情報を収集，整理して共有し，組織的な対応に迅速につなげるようにする。特定の教員が安易に「いじめではない」と判断したり，教員が一人だけで対応することによって情報共有が滞ったりすることのないよう，複数での判断，組織での対応を徹底する。

⑤　いじめの具体的な状況を把握するためのアンケートを，生徒それぞれによっていじめの捉えが異ならないようにするとともに，教員も同じ基準でいじめの状況を判断・把握できるようにするために，年度末に行う「生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査〔調査Ⅱ　いじめの状況等〕」の「７．いじめの態様」の項目に合わせて，年３回以上行う。アンケートは，生徒が安心して記入できるよう配慮し，環境を整えて行う。

⑥　いじめの発見のためのアンケート調査については，原則として調査を実施した日のうちに記入内容を確認し，早期に対応すべき事案への取組が遅れることのないようにする。また，生徒が記入した用紙そのものを複数の教職員が確認することで，状況を適切に把握する。

　アンケートなどの調査用紙（原本）は，生徒が卒業するまでの間保管する。 また，調査結果をまとめた資料を別に作成し，生徒の卒業後５年間保管する。

⑦　インターネットを通じた見えにくいいじめにも注意を払う。また，学校関係者評価委員会などの機会を通し，地域から情報が得られるようにし，いじめの早期発見に役立て

る。

⑧　保護者からの相談や地域住民からの情報提供に丁寧に対応し，気になる情報についてはそのままとどめずに，生徒からの聴き取りやアンケートの実施などの必要な対応を行い，いじめの有無について確認する。

（４）いじめへの対処に向けた取り組み

①　いじめを認知したら，特定の教職員で抱え込むことなく，速やかに組織で対応する。その際，いじめを認知した教職員から，学年主任，生徒指導主事を経て管理職に確実に報告するものとする。それとともに，「校内いじめ対応ミーティング」を開催し，解決に向けた手順と方針を決定し，共通理解を図るとともに，多方面から情報を収集，整理し，全体像を把握する。「校内いじめ対応ミーティング」の記録は，形式を定めた記録用紙に行い，保管する。

　いじめが疑われる事案についても，特定の教職員が安易に「いじめではない」と判断するのではなく，複数の教職員によって判断する。

②　いじめを受けた生徒に対して丁寧な聴き取りを行い，事実関係を明確にする。また，生徒の気持ちに寄り添いながら対応を一緒に考えるとともに，「絶対に守る」という姿勢を示しながら心のケアに努める。本人から「まだ動かないでほしい」と依頼されることにより対応が遅れることのないよう，本人を守り「安心・安全」を保障しつつ，問題の解決に向けて迅速・適切に取り組む。

③　事実関係を明らかにするために，いじめを受けた生徒に加えていじめを行った生徒への聴き取りも丁寧に行う。また，必要に応じて周辺の生徒にも聴き取りを行う。

④　いじめを受けた生徒の保護者に対して経過や今後の方針を丁寧に説明する。

⑤　いじめを行った生徒に対しては，謝罪を急ぐあまり生徒の十分な反省を引き出さないまま安易な謝罪で終わらせることなく，相手の心の痛みを理解させ，自身の行為の問題点についての自覚を促す。また，今後の生活の仕方を考えさせ，自己決定させるとともに，本人の不安定要因への対処を行い，必要に応じて関係機関と連携して家庭環境への支援を継続する。聴き取りや指導により，いじめの状況がかえって深刻になるようなことは絶対にあってはならない。いじめを行った生徒の思いを受け止めつつ，行った行為に対する責任の重さを自覚させ，「十分な反省」を引き出すことで，再発防止に努める。

⑥　周囲の生徒に対しては，自分たちのこととして問題をとらえ，いじめの観衆や傍観者にならず，いじめを未然に防いだり止めさせたりするために一歩踏み出す勇気がもてるようにする。

⑦　いじめを認知した場合，いじめを受けた生徒やいじめを行った生徒の保護者に対して適切に事実を説明する。

⑧　校内の組織や教職員だけでなく，保護者の理解，協力を得ながら取り組むとともに，必要に応じて関係機関と連携して取り組む。

⑨　いじめの対処に当たっては，収集・整理した情報及びその基となるアンケートや聴き取りメモ，また生徒への指導・支援の経過や保護者への説明の記録等を確実に保管する。

　重要度「高」の事案については，対応を含むすべての資料を，生徒の卒業後５年間保管する。

⑩　いじめへの対処の結果，いじめが「解消」したかどうかについては慎重に判断する。「解消」とは，いじめがなくなることはもちろん，再発についての心配も全くなく，しかもいじめを受けた生徒の心の不安が完全に払拭された状態であると捉え，わずかでも

心配がある場合には「一定程度の解消」と捉えて関係の生徒への継続的な指導や支援，見守りを続ける。再発についての心配がないとする期間は３か月を目安とする。

（５）自殺行為につながる可能性がある事案への対応

① 自傷行為や「死にたい」などのつぶやきを，生徒の発する切実なサインとして重く受け止め，教育委員会へ一報を入れるとともに，組織で迅速・適切に対応する。

② 生徒が自殺をほのめかすなど，自殺につながる可能性がある場合，「TALK の原則」（Tell：心配していることを伝える，Ask：自殺願望について尋ねる，Listen：気持ちを傾聴する，Keep safe：安全の確保）に基づき，「絆の回復」「薬物療法」「心理療法」の３つの柱で，チーム対応による長期のケアを行う。

③ いじめが解決した後もきめ細かく経過観察を行い，関係する生徒への対応を丁寧に行うなどして，いじめの再発防止に努める。

３ いじめの防止等の対策のための組織

（１）校内いじめ対応ミーティング

① 設置目的及び構成

発生したいじめに対し，校内組織で迅速・適切に対処することを目的とする。

構成メンバーは，校長，教頭，生徒指導主事，いじめを受けた生徒やいじめを行った生徒の学級担任・学年主任，その他事案に関係する教職員とする。

② 組織の役割

この組織は，学校がいじめの防止等，特にいじめの対処に取り組む際の中核として，日常的に機能させる組織となる。

いじめが発生した場合，迅速に開催して組織的に次のことを行う。

- いじめの状況を組織として共有する。
- いじめに係る詳細な事実把握のための調査を行う。
- いじめの対処のための方針や方法を協議する。
- 生徒への指導を行う。
- 事案に関する記録を残す。

なお，いじめに関する情報は，「校内いじめ対応ミーティング」での共有にとどめず，職員会議や職員打合せ等の機会を利用して全ての教職員が共有するなどして，学校全体でいじめの問題に取り組む体制をつくる。

（２）いじめ対策委員会

① 設置目的及び構成

いじめの防止等の課題に対して，学校内外の人材がそれぞれの役割や専門性を発揮して，組織的・実効的に取り組むことを目的とする。

構成メンバーは，校長，教頭，生徒指導主事，各学年主任，特活主任，保健主事，スクールカウンセラー，学校評議員とする。

② 組織の役割

この組織は，学校が組織的にいじめの防止等に取り組むに当たり，次のような役割を担う。

ア　いじめの予防に関して

・　学校基本方針に基づく取組や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正

・　いじめの相談・通報の窓口

イ　いじめが発生した場合

・　いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録，共有

・　いじめの問題の解決に向けた具体的な方策の検討　など

定期的に開催するとともに，重大事態や重大な事案が発生した場合は，緊急会議を開いて，情報を迅速に共有し，対応の方針や内容を決定し，保護者と連携を図りながら組織的に対応する。

（３）赤塚中学校区いじめ防止連絡協議会

①　設置目的及び構成

中学校区の学校，保護者，地域の代表等が連携して，中学校区全体のいじめ防止等への取組について協議することを通して，地域全体で生徒をいじめから守る取組の充実を図ることを目的とする。

構成メンバーは，コミュニティ佐潟会長，赤塚地区自治連絡協議会会長，赤塚民生児童委員代表，主任児童委員（赤塚地区・木山地区），赤塚駐在所，赤塚地区保護司，各校 PTA 会長，スクールカウンセラー，各校校長・教頭・生徒指導主事（生活指導主任）とする。

②　組織の役割

地域全体で生徒を見守り，いじめの防止等に努めるために，中学校区を単位として，各学校における生徒のいじめ等に関する実態やいじめの防止等に係る取組についての情報交換を年２回以上行い，対策等の共有を図る。

また，情報共有とともに，学校同士や学校と地域の連携強化による取組を推進するために，本協議会を積極的に活用する。

４　重大事態への対処

（１）重大事態の意味について

重大事態には，次のようなケースが想定される。

○　生徒が自殺を企図した場合

○　身体に重大な傷害を負った場合

○　金品等に重大な被害を被った場合

○　精神性の疾患を発症した場合

○　いじめにより生徒が相当の期間（年間３０日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

また，重大事態につながるおそれのある事案には，次のようなケースが想定される。

○　生徒がいじめによって学校に登校できない状況が発生し，いじめによる不登校重大事態のおそれがある場合

○　一つ一つの事案はその都度解消が図られているように見えても，特定の生徒がいじめられる状況が繰り返される場合

○　その他，厳密には重大事態に該当しないと判断されるものの，社会的な影響が大き

かったり，生徒・保護者の状況が深刻であったりする場合

（２）重大事態への対処にあたっての方針

いじめは決して許されない行為であり，ましてやいじめによる重大事態は決して招いてはいけない事態である。万一，重大事態が発生した場合には，次の方針の基，全力でその対処に尽力する。

○　いじめを受けた生徒の心身の安全，安定の確保を最優先に取り組む。

○　いじめに係る事実を徹底的に解明し，対処に当たる。

○　いじめを受けた生徒はもちろん，いじめを行った生徒に対しても，その心情に十分寄り添って指導，支援する。

（３）重大事態が発生した場合の初期対応

重大事態が発生した場合，重大事態に係る情報を迅速に収集，整理し，いじめの概要を把握するとともに，その概要を速やかに教育委員会に報告する。

また，重大事態につながるおそれのある事案が発生した場合，教育委員会に事案の発生を報告し，対応について協議する。

（４）事実関係を明らかにするための調査

重大事態が発生した場合は，「事実を明確にする」ことを目的に，いつ（いつ頃から），誰が，どのようにかかわったか，学校及び教職員がどのように対応したかなどの事実関係を，可能な限り多方面から情報収集し，整理することで，いじめの全体像を把握する。この際，因果関係の特定を必要以上に急がず，客観的な事実関係を速やかに調査する。

調査は，新潟市いじめ防止対策等専門委員会によって行う。学校若しくは教育委員会が主体となって行い，新潟市いじめ防止対策等専門委員会がその調査結果の内容について，不十分な点がないか，また公平性・中立性が保たれた調査結果となっているかなどの視点で協議する。

いじめの状況をはじめとする事実について，いじめを受けた生徒から丁寧に聴き取るとともに，在籍生徒や教職員に対して，アンケートや聴き取り等による調査を行う。この際，いじめを受けた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先として調査を実施する。

また，いじめを受けた生徒の保護者からも丁寧な聴き取りを行い，いじめの全体像の把握や生徒の状況の把握に努める。

生徒の入院や死亡など，いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合は，当該生徒の保護者の要望，意見を十分に聴取し，迅速に当該保護者と今後の調査について協議し，適切な方法で調査を実施する。

（５）いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報提供

いじめを受けた生徒やその保護者に対して，調査により明らかになった事実関係について，適時，適切な方法で情報を提供するとともに，必要に応じて経過報告をする。

これらの情報の提供に当たっては，教育委員会及び学校は，他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど，関係者の個人情報に十分配慮し，適切に提供する。

（６）いじめを受けた生徒及びその保護者への対応

重大事態に係るいじめを受けた生徒は，心身ともに大きな傷を負っていることが考えられることから，まず，当該生徒の心の安定，身体の安全を確保することに全力で取り組む。その後，心身に負った傷の回復に向けて支援するとともに，以前にもまして安心して学校生活を送ることができるように支援する。

具体的には，次のような対応や支援を行う。

- 学級担任や養護教諭，ＳＣ等によって，心情を丁寧に傾聴する。
- いじめに係る事実関係を明らかにするため，聴き取りを丁寧に行う。
- いじめの解決に向けて，当該生徒の意向を丁寧に聴き取り，望ましい解決方法を共に検討する。
- 安心して生活できる場や時間などの，学習・生活環境を確保する。
- 不安を取り除き，心の安定を確保するために，ＳＣ等による心のケアを必要に応じて行う。
- 医療機関への受診が必要と判断される場合には，保護者の了解を得て，医療機関の受診を勧める。

また，当該生徒の保護者については，重大ないじめを受けた我が子の心身に対する心配や，我が子が重大ないじめを受けたことに対する怒り，いじめを行った生徒やその保護者への不信感などを，強く抱いていることが考えられる。

このような保護者の心情を察しながら，当該生徒の心身の安定に努めるために，保護者に対して次のような対応や支援を行う。

- 学校の管理下で重大事態が発生した場合は，いじめを起こしてしまったことについて誠実にお詫びをし，対処に向けて最善を尽くすことを伝える。
- 当該生徒が受けたいじめに係る事実や，生徒の心身の状況について丁寧に説明する。
- いじめの解決に向けて，保護者の意向を丁寧に聴き取り，望ましい解決方法を共に検討する。
- 保護者自身が不安を抱いている場合，ＳＣやＳＳＷによるカウンセリングを勧める。

＊ なお、教職員が生徒に対する不適切な言動、生徒間のいじめへの加担・助長又は生徒間のいじめの実態を把握しながら放置した場合には、懲戒処分の対象となる。

（７）いじめを行った生徒及びその保護者への対応

いじめを行った生徒に対しては，その行為が決して許されない行為であることを十分認識させ，決して繰り返さないよう指導する。その際，いじめを受けた生徒の立場に身を置き，相手の心の痛みを推測させることを通して，自己の行為の重大さを実感させ，深い反省の上に立って再発防止を自ら誓うことができるようにする。

当該生徒への指導においては，本人の心の弱さを受け止め，心情に寄り添いながら指導する。これにより，本人の心からの反省を促すとともに，その後の学校生活への前向きな姿勢を引き出していく。

また，当該生徒の保護者に対しては，我が子の行ったいじめに係る事実を丁寧に伝え，その行為の重大さを当該生徒と共に認識させるとともに，解決に向けた道すじを示し，保護者の協力を求める。

その後，子どもへの接し方や保護者としての役割について，適切に指導，助言する。

いじめの情報についての報告・対応

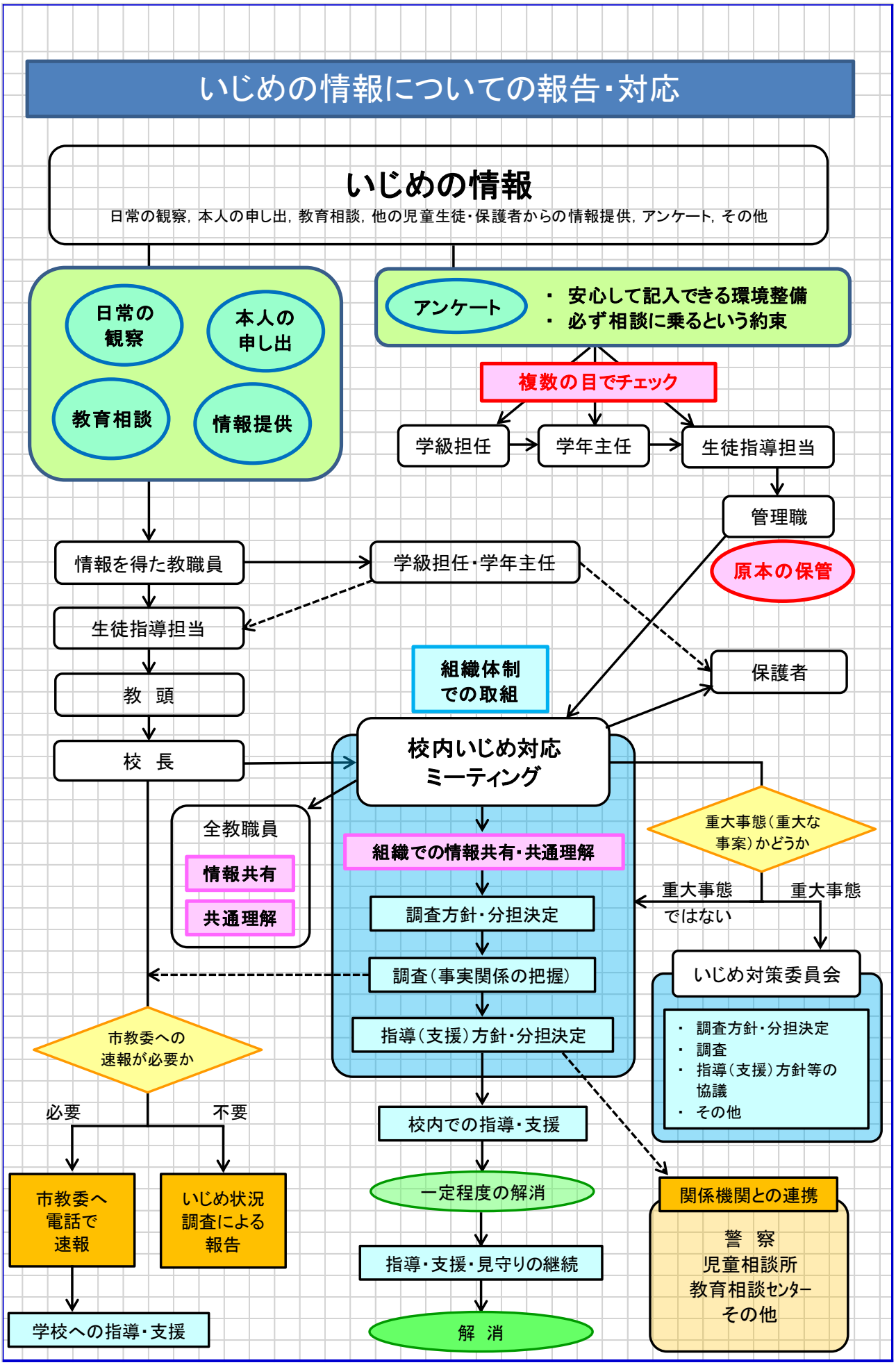

高レベル

法第28条第１項に揚げる重大事態

校内いじめ対応ミーティング（詳細・経過）資料８－２に記入
市教委への電話連絡（速報）・報告様式15の3にて報告

〇児童生徒が自殺を企図　〇身体に重大な傷害を負う
〇金品に重大な被害を被る　〇精神性の疾患を発症した
〇相当の期間（年間30日を目安）学校を欠席

重大事態につながるおそれのあるレベル

校内いじめ対応ミーティング（詳細・経過）資料８－２に記入
市教委への電話連絡（速報）・報告様式15の3にて報告

〇登校できない状況が1日でもあったとき
〇解消が図られているように見えても，いじめが繰り返されている
〇社会的な影響が大きく，児童生徒・保護者の状況が深刻
（自殺念慮，避難児童，差別的な発言，性非行（ズボンおろしを含む），
集団からのいじめ，保護者が不満を訴える　など）

発生後１週間を超えても解消に至らないレベル

校内いじめ対応ミーティング（詳細・経過）資料８－２に記入
市教委への電話連絡（速報）・報告様式15の3にて報告

〇被害者の気持ちが不安定　〇加害者の行動変容が見られない

中レベル

校内いじめ対応ミーティング（メモ用紙）資料８－１のみの利用
１週間を超えずに一定の解消が図られたレベル

〇被害者・加害者の気持ちがまだ不安定。

低レベル

校内いじめ対応ミーティング（メモ用紙）資料８－１のみの利用
その日のうちに，すでに一定の解消がされたと判断できるレベル

〇被害者・加害者ともに，事案後普通通りに接している。